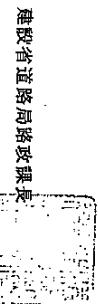


建設省道政発第36号
平成9年3月14日

佐賀県
土木部長 殿



電気通信設備等に係る共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡に係る認可の取扱いについて

- 認可申請書（別記様式）に添付すべき付属書類は、次のとおりとする。
- (1) 譲渡に係る契約書の写し（財産の譲渡が有る場合には、当該譲渡に係る契約書の写しを含む。）（ただし、申請の根拠として必要な範囲に限ること。）
 - (2) 事故時ににおける連絡通報体制及び施設の保守管理の方法を記した書類
 - (3) 譲渡後の譲渡人の公益物件の敷設計画書及び譲受人の公益物件の敷設計画書
 - (4) 占用許可書の添付図面（譲渡対象部分を明記すること。）
 - (5) 譲受人が法第11条の規定による共同溝管理規程を遵守することを誓約する書類なお、その他道路管理者が必要と認める図書の提出を求めることができるものとする。

② 対象共同溝に係る共同溝整備計画において定められている事項について譲渡に伴って生じる異動内容

（2） 認可に当たっては、一般的な条件のほか次に掲げる条件を付すこととする。

- ① 施設若しくは設備の使用に関する契約を変更しようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- ② 道路管理者において、法第19条の規定による監督処分により施設の除却等が必要となる事態が生じたときは、一括不可分となっている処分対象外の施設等についても同時に除却されることがあることについて承認すること。
- ③ 法第17条の認可として事務処理を行うものについては、「電気通信設備その他の電気通信業に係る物件の道路占用の取扱いについて」（昭和60年7月15日付け建設省道政発第54号道路局長通達）による当局への事前協議の対象とならない。
- ④ 平成2年3月19日付け建設省道政発第11号道路局路政課長通達「電気事業者の保安通信線たるケーブルの芯線の一部の第一種電気通信事業者に対する譲渡に係る共同溝の占用等の取扱いについて」は廃止する。

記

1. 共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡（以下「譲渡」という。）の認可基準

- (1) 譲受人が共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する公益事業者に該当すること。
- (2) 譲渡に係る契約（附帯の譲渡がある場合には、当該譲渡契約を含む。）及び施設又は設備の使用契約について、その内容が妥当であること。
- (3) 事故時における連絡通報体制及び責任の所在が明確であること。また、施設の保守管理の方法が適切であること。
- (4) 譲渡により法第14条第2項各号に掲げる占用の許可の内容に変更がないこと。
- (5) 譲受人が法第21条の規定による管理費用の負担の能力と意思があること。

2. 認可申請書に添付すべき付属書類



共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡認可申請書

平成 年月日

道路管理者名 あて

申請者 謙渡人住所
 謙渡人氏名
 (法人名及び代表者名) 印

謙受人住所
 謙受人氏名
 (法人名及び代表者名) 印

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第17条の規定により、次のとおり同法第14条第1項の許可（以下「許可」という。）に基づく権利及び義務の譲渡（以下「譲渡」という。）の認可を申請します。

謙渡に係る共同溝の名称	
謙渡に係る共同溝の区間	
謙渡に係る許可の年月日及び番号	
謙渡に係る許可の内容	(法第14条第2項各号に掲げる事項を記載)
謙渡の内容	
謙受人の公益事業の内容	
謙渡の予定月日	